

小山町への移住・定住及び空き家等対策の促進に関する協定書

小山町（以下「甲」という。）と公益社団法人静岡県宅地建物取引業協会（以下「乙」という。）は、小山町内への移住・定住及び空き家等対策の促進を図るため、次のとおり協定を締結する。

（相互連携等）

第1条 甲と乙は、小山町への移住・定住及び空き家等対策の促進を図るため、次の事項について相互に連携、協力するものとする。

- (1) 甲が実施する移住・定住及び空き家等対策の促進を図る事業に係る不動産情報の提供に関すること
- (2) 甲が行う空き家等の情報提供を支援するために運営する「小山町売りたい・貸したい不動産バンク」に関すること
- (3) 甲が実施する空き家等の対策に関すること
- (4) その他小山町への移住・定住及び空き家等対策の促進を図る目的を達成するために必要な事項

（不動産情報の提供に関する役割）

第2条 甲及び乙は、小山町の不動産情報の閲覧を希望する者に対し、甲が運営するホームページを経由し、乙が運営するホームページの不動産情報の提供を行うものとする。

2 乙は、甲から乙に対し、不動産物件に係る媒介業務の依頼があった場合には、乙の会員に対し、対応するよう依頼するものとする。

3 乙は、甲から乙に対し、不動産に係る情報提供の依頼があった場合には、乙の会員に対し、対応するよう依頼するものとする。

（小山町売りたい・貸したい不動産バンクの運営に関する役割）

第3条 甲は、既存住宅流通の促進を図るための事業において、甲が運営するホームページ等により、既存住宅の状態等の情報を発信するものとする。

2 乙は、乙の会員に対し、甲から既存住宅流通の促進を図るための事業に係る媒介業務の依頼があった場合には、対応するよう依頼するものとする。

3 乙は、乙の会員に対し、甲から既存住宅流通の促進を図るための事業に係る情報提供の依頼があった場合には、対応するよう依頼するものとする。

（空き家等対策に関する役割）

第4条 甲及び乙は、空き家等対策を図るため、次の事項について検討を進め、その実現に向け相互に協力するものとする。

- (1) 空き家等の移住・定住や住替えの住宅としての活用に関すること
- (2) 空き家等の住宅以外の用途に転用する活用に関すること
- (3) 空き家等を活用するまでの間の、空き家等の適正な管理に関すること
- (4) 空き家等の除却に関すること

（情報の管理）

第5条 甲及び乙は、この協定に基づき知り得た情報については、善良な管理者の注意を持って管理し、前3条に規定する役割の実施以外には使用しないものとする。

2 乙は、乙の会員に対して、前項の規定を遵守するよう徹底するものとする。

（会員への周知）

第6条 乙は、この協定について、乙の会員に周知し、その理解と協力を得られるよう努めるものとする。

（窓口）

第7条 この協定に関する対応窓口は、甲においては小山町 企画総務部 おやまで暮らそう課、乙においては公益社団法人静岡県宅地建物取引業協会事務局とする。

（協議）

第8条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、甲乙協議して定めるものとする。この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙署名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成28年5月26日

甲 駿東郡小山町藤曲57番2

小山町長

込山正秀

乙 静岡市葵区鷹匠三丁目18番16号 県不動産会館3階

公益社団法人 静岡県宅地建物取引業協会

会長

初澤宣廣